

令和7年 第2回定例会 意見案一覧

整理 番号	意 見 案	発 議	各派の態度					
			自	民	結	公	共	維
1	地方財政の充実・強化に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
2	事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
3	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	水産林務	○	○	○	○	○	○
4	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	建 設	○	○	○	○	×	○
5	義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書	文 教	○	○	○	○	○	○
6	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書	文 教	○	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主・道民連合)、結(結志会)、公(公明党)、共(日本共産党)、維(維新・大地)

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高対策に加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への対応など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

よって、国においては、2026年度政府予算と地方財政の検討に当たって、地方財政基盤の確立が図られるよう「骨太方針2024」に基づき、地方一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画の策定に当たっては、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要はもとより、民間給与の継続的な上昇に伴う会計年度任用職員を含む公務員給与への対応など、必要な歳出を計上し、十分な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、社会保障経費がその他の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、社会保障経費をはじめとする一般行政経費の十分な拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 3 地方公共団体の行う事業において、物価高や労務費の上昇に合わせ、適切に価格転嫁されるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の税源偏在の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 5 政府として減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用して地方の意見を反映するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 6 特別交付税の配分に当たり、寒冷地手当、期末・勤勉手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対して減額措置を行わないこと。
- 7 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けては、その移行経費や移行の影響を受けるシステムの改修経費、大幅な増額が見込まれるシステム運用経費も含め、必要な財源確保を図ること。また、戸籍等への記載事項の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	
デジタル大臣	
内閣府特命担当大臣(こども政策)	

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、よりよい復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができることとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の策定に焦点を当てた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和6年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平常時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって、国においては、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援を強化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

} 各通

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

各通

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
 - 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
 - 3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。
 - 4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
 - 5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
 - 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣

} 各通

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し、義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹となっている。

中でも、義務教育費国庫負担制度は、全ての子どもたちに一定水準の教育機会をひとしく保障するものであり、次代を担う人材を育成するという社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が3分の1に引き下げられたことに伴い、地方公共団体においては、地方交付税等への依存度が高まり、教育財政が圧迫されている状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く存在し、また、離島など多くの僻地を有する本道においては、教育財政の逼迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での差が生じるなど、本道の教育水準のさらなる低下が憂慮されるほか、学力・体力の向上をはじめ、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への対応や近年増加傾向にある教育上特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実等に支障を来すことが懸念される。

変動性や不確実性、複雑性の高い時代の中でも、未来を担う子どもたちが、自分や他者を価値のある存在として尊重し、相互に多様性を認め合い、自信を持って自らの夢や目標に進んでいけるよう、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を進めるとともに、子どもたちを支える教職員の処遇改善や働き方改革を進めることなどにより、教員の成り手を確保し、子どもたちにとって、よりよい教育環境を整備していく必要がある。

よって、国においては、公教育に経済・地域間格差を生じさせないため、次に掲げる事項について、地方交付税等を含む義務教育費予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持
 - 2 小学校における教科担任制のさらなる強化のほか、地域の教育課題への対応や令和の日本型学校教育の実現に向けた教職員定数の改善充実
 - 3 教員の処遇改善と学校の働き方改革の加速化等の一体的な推進
 - 4 教科書の無償給与の堅持並びに就学援助費及び教材費等の充実
 - 5 児童生徒等の安全・安心な教育環境を実現するための学校施設設備整備予算の充実
 - 6 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた外部人材の配置やICT環境の整備などに関する財政措置の充実
 - 7 学校における教育活動保障のための財政措置の充実
 - 8 部活動の地域移行に対する財政措置の充実
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 各通

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

私学は、建学の精神と独自の教育理念の下、時代の変化や社会の要請に応じた特色ある教育を実践し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、我が国は、急速に少子化が進行し、これまで経験したことのない厳しい時代を迎えており、私学においても、児童生徒の急激な減少や長引くエネルギー、食料品等の物価高騰への対応などにより、経営環境はより一層厳しさを増している。

近年ますます国際化・高度情報化が進展する社会において、我が国が持続的に成長・発展を遂げていくためには、新しい時代が求める能力や知力を有するグローバル人材の育成が急務であり、私学は、こうした人材育成のために、これまで以上に自主性や多様性を発揮しながら、社会的役割を果たしていく必要がある。

国は、私立高等学校等の授業料の実質無償化拡充に向けた検討を進めるなど、公私間の格差是正に努めているところであるが、私学は依然として厳しい経営を余儀なくされており、その安定性・健全性を高めることが何よりも重要となっている。

よって、国においては、こうした私学が置かれている厳しい経営環境や公教育における社会的役割に加え、昨今の物価高騰の影響にしっかりと目を向け、次に掲げる事項について支援の一層の充実強化を図るよう、強く要望する。

記

- 1 私立学校振興助成法の趣旨を踏まえた「経常的経費の2分の1補助」の実現
- 2 いわゆる「高校無償化」に係る所得制限の撤廃、私立高校の加算額の引上げなどによる公私間の納付金負担格差の縮小是正とさらなる保護者の負担軽減施策の拡充
- 3 学校施設に係る耐震化に対する公立学校と同水準の支援、公私を区別しない空調・換気設備の整備促進
- 4 公私を区別しないICT環境の整備促進
- 5 都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化
- 6 エネルギー価格等の物価高騰の影響に対するより一層の支援

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 各通